【相続により取得した家屋を取壊し、除却または滅失後の土地を譲渡した場合】
（記載例）

別記様式１－２（被相続人居住用家屋の取壊し、除却又は滅失後の敷地等の譲渡の場合）

被相続人居住用家屋等確認申請書

申　請　者
住　所　鳥取県鳥取市幸町71番地
氏　名　空家　花子　　　電　話　0857-30-8362

申請される方（確定申告される方）の住所・氏名・電話番号を記入
※住民票の内容

下記について確認願います。

下記家屋及びその敷地等は、当該家屋が「相続の時から取壊し、除却又は滅失の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと」（租税特別措置法第 35 条第３項第２号イ）、当該敷地等が「相続の時から譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと」（同号ロ）及び「取壊し、除却又は滅失の時から譲渡の時まで建物又は構築物の敷地の用に供されていたことがないこと」（同号ハ）、当該家屋が「相続の開始の直前において当該相続又は遺贈に係る被相続人（包括遺贈者を含む。以下同じ。）の居住の用（居住の用に供することができない事由として政令で定める事由（※１）（以下「特定事由」という。）により当該相続の開始の直前において当該被相続人の居住の用に供されていなかつた場合（政令で定める要件（※２）を満たす場合に限る。）における当該特定事由により居住の用に供されなくなる直前の当該被相続人の居住の用（以下「対象従前居住の用」という。）を含む。）に供されていた家屋」（同条第４項柱書）及び「相続の開始の直前において被相続人以外に居住をしていた者がいなかつたこと（当該被相続人の当該居住の用に供されていた家屋が対象従前居住の用に供されていた家屋である場合には、当該特定事由により当該家屋が居住の用に供されなくなる直前において当該被相続人以外に居住をしていた者がいなかつたこと）」（同項第３号）に該当すること

（※１）通知における特定事由と同じ。（※２）通知における老人ホーム等入所中要件と同じ。

申請被相続人居住用家屋及びその敷地等（※３）の所在地（敷地の所在地番）	鳥取県鳥取市尚徳町116番		
申請被相続人居住用家屋の建築年月日（※４）	昭和50年　4　月　30　日	家屋の取壊し、除却又は滅失の日（※５）	令和2年　12　月　15　日
被相続人の氏名及び住所	（住所）鳥取県鳥取市尚徳町116番地		
	（氏名）空家　太郎	申請者からみた続柄	父
相続開始日（被相続人の死亡日）	令和元年　11　月　3　日	譲渡日（※６）	令和3 年　1　月　13　日
申請被相続人居住用家屋又はその敷地等の取得をした他の相続人の氏名及び住所 ※書ききれない場合は別紙	☑家屋 ☑敷地等	（住所）鳥取県鳥取市幸町151番地 （氏名）空家　次郎	
	☑家屋 ☑敷地等	（住所）鳥取県鳥取市富安二丁目138番地4 （氏名）空家　三郎	

売買契約書等記載の所在地を記入

登記事項証明書の新築年月日を記入

閉鎖事項証明書記載の「取壊し日」を記入

被相続人（亡くなられた方）の除票住民票記載されている氏名・住所を記入

被相続人（亡くなられた方）の除票住民票記載されている死亡年月日を記入

売買契約書記載の「引渡日」を記入。売買代金全額の受領と同時に引渡しなど、契約書で確認できない場合は、登記事項証明書（土地）記載の売買の日または口座への最終入金日

申請者以外に取得した相続人がいる場合はその相続人の住所・氏名を記入（住民票の内容）
※申請者の氏名等は記載しないでください。

（※３）申請被相続人居住用家屋及びその敷地等は、被相続人から相続又は遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。）により相続人（包括受遺者を含む。以下同じ。）が取得をしたものに限る。
（※４）申請被相続人居住用家屋は、昭和 56 年５月 31 日以前に建築されたものに限る。
（※５）申請被相続人居住用家屋の閉鎖事項証明書に記載された取壊し等をした日（未登記の場合は解体工事の請負契約書等により確認した解体日等）を記載する。
（※６）申請被相続人居住用家屋の敷地等の譲渡は、相続開始日から起算して同日以後３年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までの間にしたものに限る。

切り取らずにそのまま提出

被相続人居住用家屋等確認書

上記について確認しました。

※市区町村記入欄

確 認 年 月 日	年　　月　　日
確認を行った市区町村長	印

記入していただく必要はありません